

環境経営レポート

2023年度

【対象期間:2023年6月1日～2024年5月31日】



作成年月日：2025年 4月7日

株式会社 邦和工業

目次

I	組織の概要	1
II	環境経営方針	2
III	実施体制	3
IV	環境経営目標と実績	4
V	環境経営計画と取組評価及び次年度の取組内容	5
VI	環境関連法規等の遵守状況及び違反、訴訟等の有無	6
VII	環境上の緊急対策	7
VIII	代表者による全体の評価と見直し・指示	8
IX	環境コミュニケーション受付表	9

I 組織の概要

1. 事業者名及び代表者名

株式会社 邦和工業

代表取締役社長 榛葉幸宏

2. 所在地

名称	所在地	延床面積	備考
本社工場	静岡県掛川市藺ヶ谷900-1	1320㎡	登録対象
富部工場	静岡県掛川市富部80-10	1125㎡	登録対象

3. 環境管理責任者、事務担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者—榛葉幸宏

事務担当者——名倉志保

連絡先——TEL:0537-24-3883 Email:info@howa-kogyo.co.jp

4. 事業の概要

金属製品に対する粉体塗装、溶剤塗装

5. 事業規模

項目	内容	
売上高	全社 24500万円	
従業員数	全社 19名	本社工場: 11名
		富部工場: 8名

6. 事業年度

毎年 6月 1日～翌年 5月 31日

・本年のEA21運用年度2023年6月～2024年5月(事業年度と合わせて運用)

7. 対象範囲(認証・登録範囲)

活 動: 金属製品に対する粉体塗装・溶剤塗装

対象組織: 本社工場及び富部工場

Ⅱ 環境経営方針

株式会社 邦和工業 環境経営方針

【環境理念】

当社は、株式会社邦和工業の経営理念に基づき、金属製品への塗装を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動へも自主的・積極的に取り組みます。

安全で安心していただける製品を効率よくお客様に提供することが
当社の環境対策の基本と考えて従業員一丸となり継続的に改善活動に取り組んでまいります。

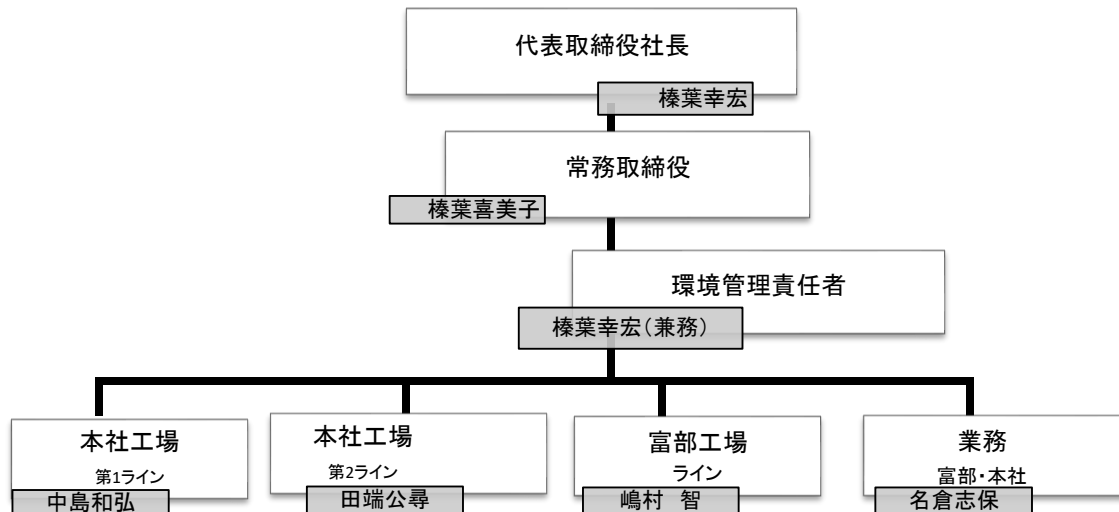
【基本方針】

当社は環境理念に基づき、以下の基本方針を定め、継続的な環境経営を展開します。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量等の削減に努めます
 - 1) 電気・ガス・軽油・ガソリン等の使用量削減に努めます
 - 2) 3R活動の展開による廃棄物の削減に努めます
 - 3) 節水活動による水使用量の削減に努めます
 - 4) 化学物質(塗料・前処理薬品)の適正使用に努めます
2. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を順守いたします
3. 環境に配慮した製造活動
環境に配慮した塗装製品作りを推進します
4. 環境経営の継続的改善
環境に配慮した製造活動を中心に環境経営の継続的改善を行います
5. 環境コミュニケーションの実施
 - 1) 社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図ってまいります
 - 2) 社内においては全従業員に環境方針の周知徹底をさせ、全社員参画による取組を目指します

制定年月日 2017年 8月 1日
株式会社 邦和工業
代表取締役社長 榛葉幸宏

Ⅲ 実施体制



関係者の権限と役割

・社長

- ①環境経営全般に関する責任と権限
- ②環境経営に必要な資源の準備
- ③環境経営システム全体の評価と見直し
- ④課題とチャンスの明確化
- ⑤環境管理責任者の任命

・環境管理責任者

- ①環境管理システム全般の運用・管理
- ②環境目標及び環境活動計画の作成
- ③取り組み状況の社長への報告
- ④環境活動レポートの作成

・EA事務局

- ①環境負荷データの集計
- ②環境目標、環境活動計画の進行管理
- ③「環境負荷」及び「環境への取り組み」の自己チェックの実施
- ④環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤法規制の遵守チェック
- ⑥文書・記録の管理

・各部門長

- ①部門の環境活動計画の実施
- ②部門データの集計
- ③部門の問題点把握と是正対策の実施
- ④部門取組状況の事務局への報告
- ⑤部門の従業員教育

・その他従業員

- ・組織の方針に沿っての環境活動の実施及び業務効率改善への参加

Ⅳ 環境経営目標と実績

1. 中期環境目標

項目		単位	2022年度 実績 (基準年度)	単年度目標(2023年度)		中期目標		
				目標削減率	目標値	2024年度	2025年度	2026年度
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	532,121	-1%	526,800	-2%	-3%	-4%
内訳	電力	kWh	508,627	-1%	503,541	-2%	-3%	-4%
	ガソリン	L	1,566	-1%	1,550	-2%	-3%	-4%
	軽油	L	5,189	-1%	5,137	-2%	-3%	-4%
	LPG	kg	89,981	-1%	89,081	-2%	-3%	-4%
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	89	-1%	88	-2%	-3%	-4%
	一般廃棄物	kg	0.36	現状把握		現状把握	現状把握	現状把握
水使用量		m ³	7,254	-1%	7,181	-2%	-3%	-4%
化学物質(塗料)使用量		L	1,496	使用量把握・適正管理		使用量把握・適正管理		
環境に配慮した塗装		—	—	活動計画の実施		活動計画の実施		

年度目標の実績及び評価結果

項目		単位	2022年度 実績 (基準年度)	2023年度目標	2023年度実績		達成状況 評価	
					(2023年6月～2024年5月)			
					実績値	削減率		
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	532,121	526800	488,886	-7.2%	○	
内訳	電力	kWh	508,627	503541	529,407	5.1%	×	
	ガソリン	L	1,566	1550	1,891	22.0%	×	
	軽油	L	5,189	5137	6,469	25.9%	×	
	LPG	kg	89,981	89081	89,407	0.4%	×	
廃棄物排出量		産業廃棄物	t	89	88	96	9.0%	×
		一般廃棄物	t	0.36	現状把握	0.36	—	○
水使用量		m ³	7,254	7181	9,125	27.1%	×	
化学物質(塗料)使用量		kg	1,496	適正管理	1,353	-9.6%	○	
環境に配慮した塗装		件	—	活動計画の実行	計画通り実行	—	○	

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和5年度)調整後排出係数の「0.377kg-CO₂/kWh」を使用した。(本社・富部合計値)
- 「一般廃棄物排出量」は少量で削減困難なことから数値目標は定めず、「現状把握」とする。
- 「化学物質(塗料)使用量」の仕事量の変化が大きく、削減は困難なことから、「適正管理」という定性的な目標とする。
- 「環境に配慮した製品づくり」は、日常的に行っていることから「活動計画の実行」を目標とする。

3. 環境目標達成状況及び是正・予防処置

○…達成 △…未達成であるが理由が明確なもの ×…未達成

環境目標の項目	達成状況	未達成の原因又はコメント	是正処置結果又は今後の対応
二酸化炭素排出量	○	二酸化炭素排出量は、目標基準を達成できた。その要因は基準年度を変更し、電気事業者の調整後排出係数が減少したことで達成した。	今後も省エネ活動を継続する。
電力使用量	×	電力量は基準年度がコロナ後の低迷期を基準にしているため、仕事量に応じて増加し、コストが上がった。	今後も仕事量はこの程度の数字で落ち着くことが予想され、監視しつつ継続的改善を維持する。
ガソリンの使用量	×	目標基準値に対して増加した。生産調整で顧客が少量多品種の傾向があり、運搬回数の増加で使用量が増えた。	2024年問題が始まり、さらに厳しいが運転の際は、エコドライブや効率ルートに留意しつつ、今後の推移を確認する。
軽油の使用量	×	ガソリン同様に、運搬回数の増加し、距離が延びたことで増加した。	納品はやむを得ないので、今後は、エコドライブを継続しつつ、推移を確認する。
LPG使用量	×	LPGはやや未達成だったが、塗装製品の乾燥に使用しているため、仕事量は同水準なので維持していく。	引き続き、乾燥に使用のためのLPGの乾燥効率を上げて、省エネに留意しつつ、今後の推移を注視する。
産業廃棄物	×	産廃は、結果的には未達成だが、仕事量に直接関連し、同時に、排出時期により、排出量の差が出る。	産廃削減活動を続けつつ、今後の推移を見ていくことにする。
水使用量	×	水は仕事量の復調傾向なことと不良が多かったことで大幅に未達成であった。	今後、不良削減に注視し、活動を継続していく。

V 環境経営計画と取組評価及び次年度の取組内容

(取組期間: 令和5年6月～令和6年5月)

環境活動項目			責任者	評価	コメント	今後(次年度)の取組内容
二酸化炭素の削減	エコ・ドライブ	A unnecessaryアイドリングの禁止	榛葉	○	従業員のエコドライブ意識は浸透しつつある。	継続
		B 不要な荷物を積まない		○		
		C 急発進・急加速の禁止		○		
		D 効率的な配送ルートを選定		○		
		E 委託業者にエコドライブを要請		○		
	運転管理等	A 運転日報を検討	榛葉	○	運転管理に留意して管理開始	継続
		B 同方向は相乗りの励行		○		
		C 低冷房運転の励行		○		
		D 自動車購入時は省エネ車を優先		○		
	空調等	A エアコンの設定温度を夏季28℃、冬季20℃に設定	榛葉	○	・ほぼ計画通りに実施できた。	継続
		B 空調フィルターの定期清掃(夏前、冬前)		○		
		C 窓ガラス等の断熱コーティングの実施		○		
		D 緑のカーテンの実施検討(夏季)		—		
	工場・事務所	A 天井照明の間引き	榛葉	○	ほぼ計画通りに実施できた。	継続
		B 高効率照明の採用検討		○		
		C 製造工程の見直し		○		
		D コンプレッサのエア漏れチェック		○		
		E 未使用設備の電源OFF(製造設備・OA機器・他)		○		
		F 段取り時間の短縮		○		
		G 不良品の削減(不良率3%以下)		○		
		H 5S活動の実施		○		
廃棄物の削減		A コピー用紙の両面使用	田端	○	工程で意識をもって削減活動に入ることができた。	継続
		B 封筒などの再利用		○		
		C 不良品の削減		○		
		D リサイクル率向上活動の意識付け		○		
		D 塗装作業の効率化による廃棄物削減		○		
水使用量の削減		A 出しっぱなしの禁止	榛葉	○	節水の呼びかけ実施し、節水活動を開始	継続
		B 水もれ点検の実施		○		
		C 節水の呼びかけ		○		
化学物質(塗料)の管理		A 使用化学物質のSDS入手	榛葉	○	現在使用中の物は、全てSDSを入手 使用量削減の検討を開始	継続
		B 購入量・使用量の把握		○		
		C 使用量削減の検討		○		
		D 購入・保管・使用・廃棄段階の適正管理		○		
環境に配慮した塗装作業		A 環境に配慮した塗装作業の検討	榛葉	○	今後継続して取り組むべき当社の課題なので、長期的に継続実施する。	継続 (今後重点実施)
		B 作業の効率化		○		
		C 塗装による不良品の削減活動		○		
		D 廃棄物の発生抑制を検討する		○		
		E LPGの削減を検討する		○		

VI 環境関連法規等の遵守状況及び違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果は下記の通りです。

評価日 令和6年2月10日

評価者 環境管理責任者

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守結果
義務	法令	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定	○
			第6条	特定施設の届出	コンプレッサー	○
			第8条	特定施設の設置等の変更の届出	該当無し	該当なし
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	振動の測定	○
			第6条	特定施設の届出	コンプレッサー	○
			第8条	特定施設の設置等の変更の届出	該当無し	該当なし
		水質汚濁防止法	第22条	特定施設の届出	排水処理施設	○
				公害防止管理者の選任	選任届出	○
				規制基準の遵守	水質検査の実施	○
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
		廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD,E票の期間内返却	○
		消防法	第9条の4	危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	・市町村条例で定める ・危険物の保管等	○
			第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	○
			第13条	危険物の取扱作業に關して保安の監督	危険物取扱者の設置	○
			第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	
		省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が(原油換算値)1,500KL/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算値)の把握	該当なし
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じた有資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	○
		その他	リーチ(REACH)規制	リーチ適合材料の使用及び適合 製品の納入		○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○
			第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が3.7kw h)	○
			第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし
			第79条	振動基準の遵守義務		○
			第80条	振動特定施設の届出		○
			第82条	振動特定施設の変更等の届出		該当なし
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

2. 違反、訴訟等の有無

環境法令に関する違反はなく、当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

VII 環境上の緊急対策

〈緊急時対策〉

作成日：令和6年5月10日

作成者：管理責任者

想定される環境に於ける緊急事態について、環境への影響を最小限に食い止めること・内外への連絡を円滑に行うこと・可能な範囲で事前に想定、準備すること。また、定期的にその訓練を行う。更に、緊急事態の発生や、訓練の後、対応の評価と改善策を行う。

想定のパターン	想定される緊急事態	原因	対応策
パターン1	塗装作業場からの出火	自然発火又は不注意による出火	・置場の整理・整頓 ・作業場の禁煙 ・喫煙所の指定 ・消火器の設置、定期点検 ・連絡体制の明確化 ・定期訓練の実施
パターン2	地震時の塗料缶の倒れ、液の漏出	地震による影響	・吸着マットの設置 ・缶の整理整頓 ・置場の5S ・消火器の設置、定期点検 ・連絡体制の明確化 ・定期訓練の実施 ・防油マット等の備品設置

緊急事態訓練記録

項 目	訓 練 結 果		
想定内容	塗装作業場から不注意によって、タバコなどの火が塗装に引火して出火したことを想定		
訓練内容	出火したことを想定して、上記の対応策を確認し、その内容の適否を確認した。同時に設置してある消火器の消火訓練を行った。		
訓練日時	令和6年5月10日 AM8:30～9:00		
参加者	塗装作業場の従業員全員(6名)	訓練説明者	社長
対応策の 検証結果	対応策の手順に従って確認したが、特に問題はなかった。		
手順の改訂の 必要性	改めて手順の策定や改訂の必要性はないと判断した。		

VIII 代表者による全体の評価と見直し・指示

令和5年6月から1年間の取組みについて、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、実施体制を含めた実施状況等について評価を行なった。

環境経営方針については問題ないと判断した。

本年度は引き続き、コロナ禍も終わり生産活動も元に戻ってきた。業績に対しては落ち込みから微増で復調が続いている。対応としては生産調整や、少量多品種の対応、資源の管理や納期順守に追われ、受注量も増加し、多忙であった。その影響で電気使用量が大幅増加し、二酸化炭素排出量は増加、経費は全体的に上がっており、働き方改革、顧客の支給品の変化、配送業務の管理等、対応に難儀したことは否定できない。結果、環境経営目標については、今後も経過を観察し、対応できることから進めていき、成果を出していきたい。

いずれにしても1年間の期間の評価であるため、システムの有効性・取組の適切性・目標の妥当性は今年度の取組が終了した時点で改めて評価・見直しを行うこととする。今年の中長期の最終年度で、来年度は基準年の見直しを予定する。

但し、目標未達成項目については今後の推移を見ていくことにする。

取組を進めて行く上では、従業員の意識改革が何よりも重要なことから、社員教育を含めた社内コミュニケーションの充実を図ることが大切である。

実施体制においては、環境管理責任者を通し、各自の役割、責任及び権限を全従業員に再度周知し、エコアクション21の取組が、企業経営者のみならず個々の従業員にとっても有意義なものとなるよう、進めていきたいと考える。

令和7年4月7日

株式会社邦和工業

代表取締役社長 榛葉 幸宏

Ⅸ 環境コミュニケーション受付表

作成・管理担当: 社長

NO.	情報入手日	情報種類	対応者	対応方法	住所	内容	回答の 必要性	対応内容
					連絡先			
1	2023/10/12	立ち入り 検査	社長	訪問	掛川消防署 0537-21-0119	富部工場で火災 報知器の発信機 の前にもものが置 いてある。	必要	周りを整理した。
2	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
3	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
4	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
5	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
6	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
7	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	
8	／	対策・ 苦情		電話・ メール ()			必要・不要	